

「国有林野の管理経営に関する基本計画」の改定について

1 管理経営基本計画の概要

- 「国有林野の管理経営に関する基本計画」（以下「管理経営基本計画」という）は、国有林野の管理経営に関する基本的な事項を明らかにするため、「国有林野の管理経営に関する法律」第4条の規定に基づき、農林水産大臣が5年ごとに定める10年間の計画。
- 森林管理局長は、この計画に即して、流域毎に「地域管理経営計画」及び「国有林野施業実施計画」を策定。

2 改定の必要性

- 現行の管理経営基本計画は、平成26年までを計画期間として、平成15年12月に策定。
- このため、5年が経過する平成20年には、平成21年4月1日から平成31年3月31日までの10年間を計画期間とするものに改定する必要。

3 今後のスケジュール（案）

- | | |
|---------|--|
| 平成20年9月 | 林政審議会の開催（改定方向） |
| 10月 | 林政審議会の開催（改定案） |
| 11月 | 改定案の公告・縦覧（30日間） |
| 12月 | 意見の集約
改定案の修正
林政審議会の開催（諮問・答申）
改定計画の決定・公表 |